

(走行装置)

第11条 自動車の走行装置の強度等に関し、保安基準第9条第1項の告示で定める基準は、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に定める基準及び並びに次項及び第5項に掲げる基準とする。

- 2 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
- 一 ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
 - 二 ホイール・ペアリングに著しいがた又は損傷があるもの
 - 三 アクスルに損傷があるもの
 - 四 リム又はサイドリングに損傷があるもの
 - 五 サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
 - 六 車輪に著しい振れがあるもの
 - 七 車輪の回転が円滑でないもの
- 3 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準及び自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）の空気入ゴムタイヤの騒音の大きさに関し保安基準第9条第3項の告示で定める基準は、次の各号及び第5項並びに第6項に掲げる基準とする。
- 一 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この号において同じ。）に取り付けられる空気入ゴムタイヤ次に掲げる基準
 - イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第142号の規則5.に適合すること。
 - ロ イ以外の自動車にあっては、積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。
 - 二 保安基準第9条第2項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
 - イ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5t以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。）協定規則第30号の規則3.（3.2.を除く。）及び6.
 - ロ 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び

被牽引自動車を除く。) であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量が3.5tを超える自動車又は車両総重量3.5tを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(80km/h未満の速度に対応する速度区分記号(空気入ゴムタイヤが協定規則第54号に規定するロードインデックスで表示された質量を運搬できる速度を記号で表したもの)をいう。ハ及び次号ロにおいて同じ。)によって識別される空気入ゴムタイヤを除く。) 協定規則第54号の規則3. (3.2.を除く。) 及び6.

- ハ 貨物の運送の用に供する3.5t以下の自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ イ又はロに定める基準
- ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ(オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものを除く。次号ニにおいて同じ。) 協定規則第75号の規則3. (3.2.を除く。) 及び6.

三 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える空気入ゴムタイヤ(次に掲げる空気入ゴムタイヤを除く。)に関し、保安基準第9条第2項及び第3項の告示で定める基準(前号に掲げる基準を除く。)は、協定規則第117号の規則4. (4.3.及び4.4.を除く。) 及び6. (6.1.及び6.3.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。)に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合(法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。)以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.及び8.4.の規定に適合する構造であればよいものとする。

- イ 協定規則第117号に規定するリム径の呼びが10以下又は25以上の空気入ゴムタイヤ

ロ 80km/h未満の速度に対応する速度区分記号によって識別される空気入ゴムタイヤ

- ハ 協定規則第117号に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ

- ニ 前号ハに掲げる空気入ゴムタイヤ

ホ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ

- 4 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の空気入ゴムタイヤの強度、滑り止めに係る性能等に関し、保安基準第9条第2項の告示で定める基準は、前項第1号に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 接地部は、滑り止めを施したものであること。
- 二 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
- 三 空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。

- 5 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤ（通常の走行条件の車両に装着されることを目的とした空気入ゴムタイヤとは異なり、限定された走行条件の下で応急的に使用されることを目的とした空気入ゴムタイヤをいう。）を備えた走行装置、ホイールの中心と車軸への取付け面との距離が通常使用されるものと異なる走行装置、空気入ゴムタイヤの構造が通常使用されるものと異なる走行装置、ホイール若しくは空気入ゴムタイヤの大きさが通常使用されるものと異なる走行装置又は空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態においても基本的な空気入ゴムタイヤの性能を維持できる技術的特徴を有する走行装置であつて空気入ゴムタイヤの空気圧が低圧の状態におけるものをいう。）は、協定規則第64号の規則5. 及び6. に適合するものでなければならない。
- 6 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満であつて車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。以下同じ。）は、協定規則第141号の規則5. 及び6. に適合するものでなければならない。